

**不合理な税制改正等に対する
特別区の主張（令和4年度版）**

令和4年10月

特 別 区 長 会

はじめに

「地方創生の推進」と「税源偏在是正」の名のもと、法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税等の不合理な税制改正により、特別区の貴重な税源は一方向的に奪われています。

こうした不合理な税制改正による特別区全体の影響額は、累計で1兆円を超え、令和4年度だけでも2,600億円を上回り、特別区における人口50万人程度の財政規模に相当する衝撃的な額です。

地方税を国税化して再配分する手法は、応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。本来、地方財源の不足や地域間の税収等の格差については、国の責任において地方交付税財源の法定率を引き上げ、調整すべきです。

特別区は、持続的な都市の発展のために取り組むべき喫緊の課題や将来的な課題が山積しています。こうした中、新型コロナウイルス感染症対策では、全国で最も多くの感染者を抱えており、感染拡大防止対策や中小企業・医療機関への支援策、生活保護費等の特別区の負担は継続しています。加えて、ウクライナ情勢等に伴う世界的な物流の混乱や為替変動による物価高騰の影響も重なり、特別区の財政は極めて深刻な状況です。

地方交付税の不交付団体である特別区は、景気変動の影響を受けやすい歳入構造であるため、景気後退による区税等の減収や物価高騰対策等の財政支出に対しては、積み立てた財政調整基金を取り崩さなければなりません。それにも関わらず、備えとしての基金残高や税収の多寡という側面にのみ焦点を当てて、あたかも財源に余裕があるとする議論は容認できません。

今必要なことは、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供するとともに、自治体間の積極的な交流や協働によって共存共栄する良好な姿を作ることであり、税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むような制度は認められません。

今こそ、国の責任において各地域を支える地方税財源の充実強化を図り、日本全体の持続可能な発展を目指すべきです。

目次

1 不合理な税制改正の状況

- 1-1 税制改正の動向 -1-
- 1-2 不合理な税制改正による影響は深刻 -2-
- 1-3 都市部から税源をさらに吸い上げ -3-

2 不合理な税制改正に関する考え方

- 2-1 東京の地方財源が突出しているわけではない -4-
- 2-2 財政需要を反映せずに財源超過があるとの見方は失当 -6-
- 2-3 法人住民税の国税化は地方分権に逆行 -8-
- 2-4 地方消費税の清算基準は本来の趣旨に沿うべき -9-
- 2-5 ふるさと納税制度は抜本的な見直しが必要 -10-
- 2-6 物価高騰等に伴う特別区の財政負担は大きい -13-
- 2-7 地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿 -14-

3 不合理な税制改正では各地域の真の発展にはつながらない -15-

4 特別区の現状

- 4-1 特別区の人口は当面増加が見込まれる -17-
- 4-2 特別区は首都の暮らしや企業活動を支えている -19-

5 今後も多くの財源が必要

- 5-1 人口動向による財政需要 -21-
- 5-2 災害リスクに備える財政需要 -25-
- 5-3 公共施設やインフラの更新による財政需要 -30-

6 持続可能な行財政運営に向けて

- 6-1 徹底した行財政改革の推進 -32-
- 6-2 将来需要等に対応するための基金活用 -34-

1 不合理な税制改正の状況

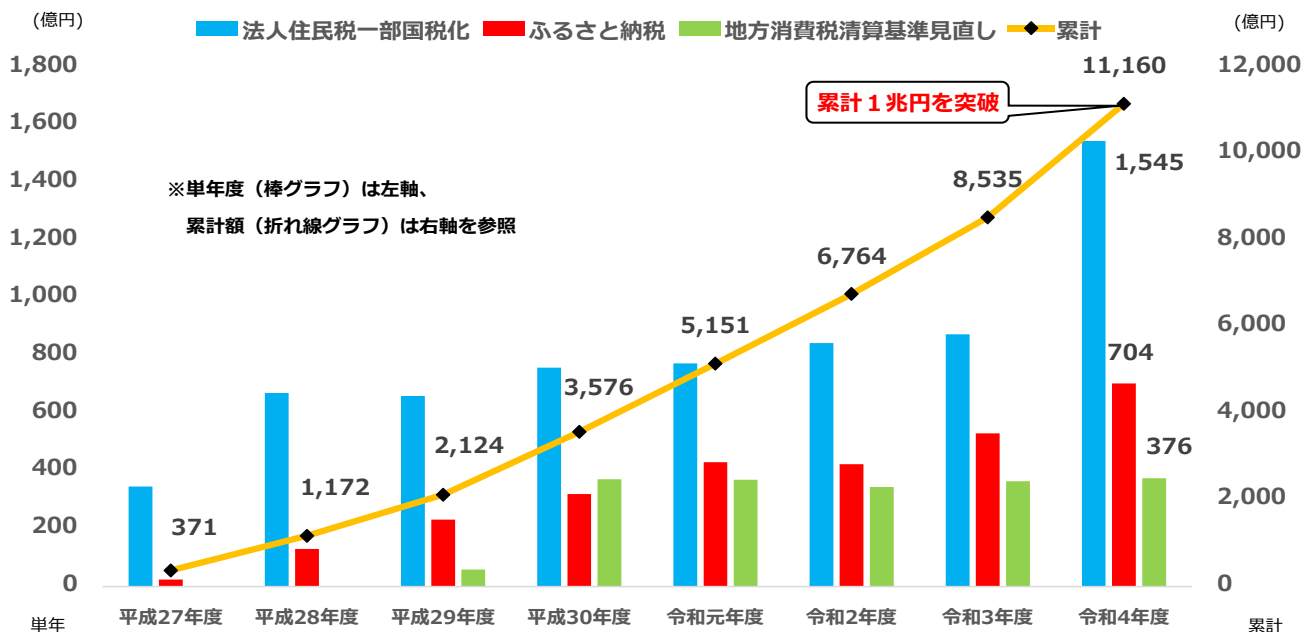
1-1 税制改正の動向

平成20年度	法人事業税の暫定措置の導入 <ul style="list-style-type: none">・ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の導入 (法人事業税の一部を地方法人特別税として国税化し、地方法人特別譲与税として再配分) ふるさと納税制度の導入
平成26年度	法人住民税の交付税原資化開始 <ul style="list-style-type: none">・ 地方法人税の導入 (法人住民税の一部を地方法人税として国税化し、地方交付税の原資に)
平成27年度	ふるさと納税制度の拡大 <ul style="list-style-type: none">・ ワンストップ特例制度の導入・ 個人住民税特例控除額の上限引き上げ 地方消費税にかかる清算基準の見直し <ul style="list-style-type: none">・ 人口 12.5% → 15%、従業者数 12.5% → 10%等
平成28年度	法人実効税率の段階的引き下げ開始
平成29年度	地方消費税にかかる清算基準の見直し <ul style="list-style-type: none">・ 人口 15% → 17.5%、従業者数 10% → 7.5%等
平成30年度	地方消費税の清算基準の抜本的な見直し <ul style="list-style-type: none">・ 人口 17.5% → 50%、従業員数 7.5% → 0%、 統計基準 75% → 50%等
令和元年度	地方法人課税における新たな偏在是正措置の導入 <ul style="list-style-type: none">・ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の導入 (法人事業税を一部国税化し、それを原資に都市部から地方に配分) 法人住民税の交付税原資化の拡大、法人事業税交付金の導入

1-2 不合理な税制改正による影響は深刻

- ✓ 不合理な税制改正による特別区への影響額は、令和4年度で約2,600億円、平成27年度からの累計で約1兆1,000億円にもなります。
- ✓ 本来であれば、区民の皆様のために使われるべく納めていただいた税金が、「東京は財源に余裕がある」等の一方的な見方によって、国に奪われています。
- ✓ これは、**応益負担や負担分任という地方税の本旨を無視したものです。**

◆ 不合理な税制改正による影響額（H27～R4 各年度及び累計）



※法人住民税の一部国税化による減収額は、平成26年度及び28年度税制改正による影響額であり、一部国税化が始まる前との比較。

地方消費税清算基準の見直しによる減収額は、平成29年度及び30年度税制改正による影響額。

※令和3年度、4年度の法人住民税一部国税化及び地方消費税清算基準見直しの影響額については、特別区長会事務局が試算した推計値。

◆ 令和4年度減収額2,600億円を換算すると

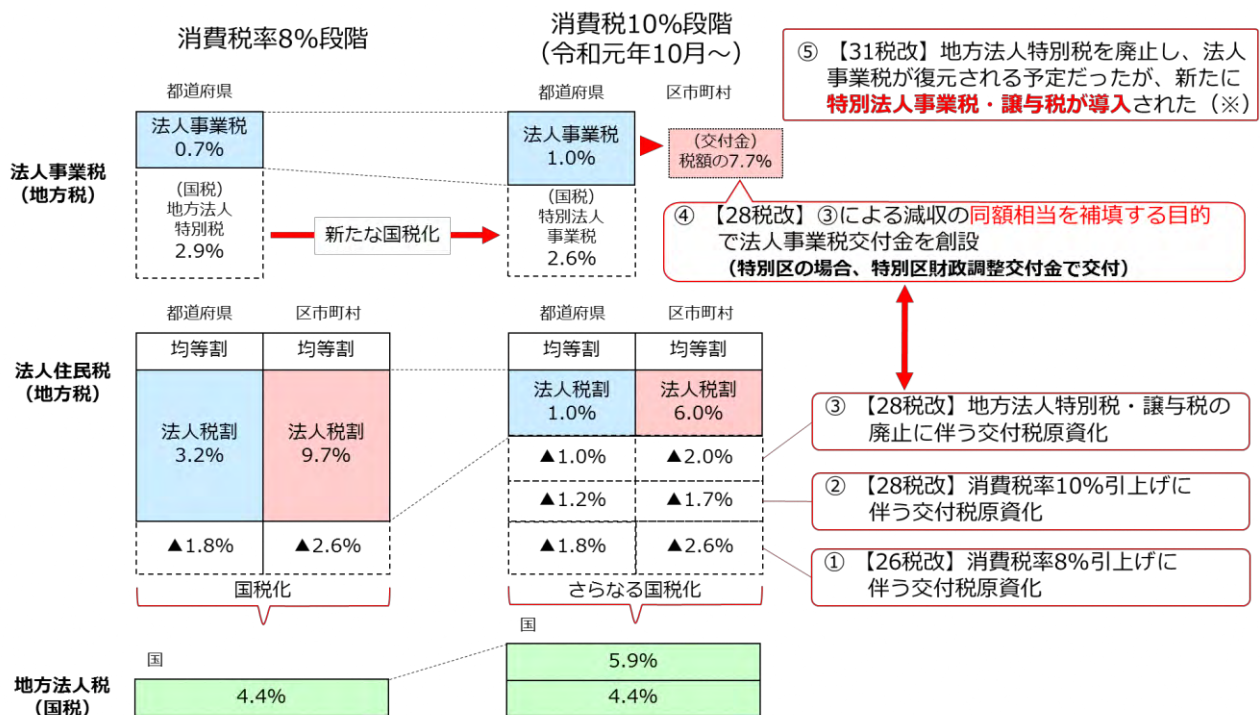
 【1年間の決算額】 人口約50万人の区の規模	 【区民一人あたり】 約3万円	 【教育関連経費】 23区全体 約1年分
--	--	---

に相当し、これだけ大きな規模が奪われている

※人口は「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」、1年間の決算額は「令和2年度特別区決算状況」、教育関連経費は「令和4年度都区財政調整区別算定結果（当初）」を基に作成。

1-3 都市部から税源をさらに吸い上げ

- ✓ 消費税率が 10%に引き上げられたことにあわせて、法人住民税の国税化が拡大されました。
- ✓ また、法人事業税を一部国税化し、それを原資に特別法人事業譲与税を創設し、都市部の法人事業税を地方に配分する税制改正が行われ、都市部から税源が吸い上げられ続けています。



※法人事業税、特別法人事業税、地方法人特別税の税率は、資本金1億円超の普通法人の主な税率を例示している。

特別法人事業税を原資とする特別法人事業譲与税は、地方交付税の不交付団体に対して当初算出額の75%が交付されない仕組みとなっている。

なお、「31 税改」は平成 31 年度税制改正を表す。以下同様。

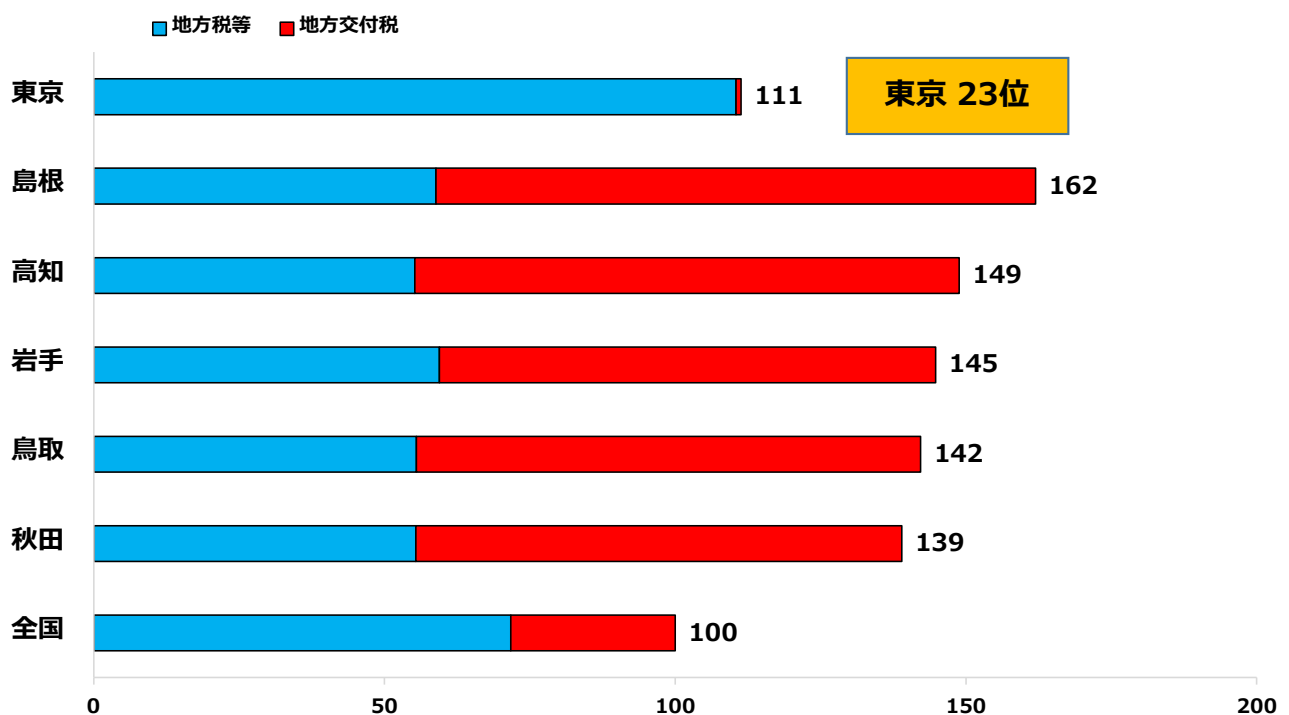
2 不合理な税制改正に関する考え方

2-1 東京の地方財源が突出しているわけではない

- ✓ 人口一人当たりの地方税収の格差を是正するため、地方税の見直しが必要との見方があります。
- ✓ しかし、地方税等に地方交付税を合わせた人口一人当たりの地方財源を他の道府県と比較すると、**東京の地方財源が突出して多いわけではありません。**

◆ 地方交付税により地方自治体の収入は既に均衡化している

人口一人当たりの地方財源（全国平均を100とした場合）



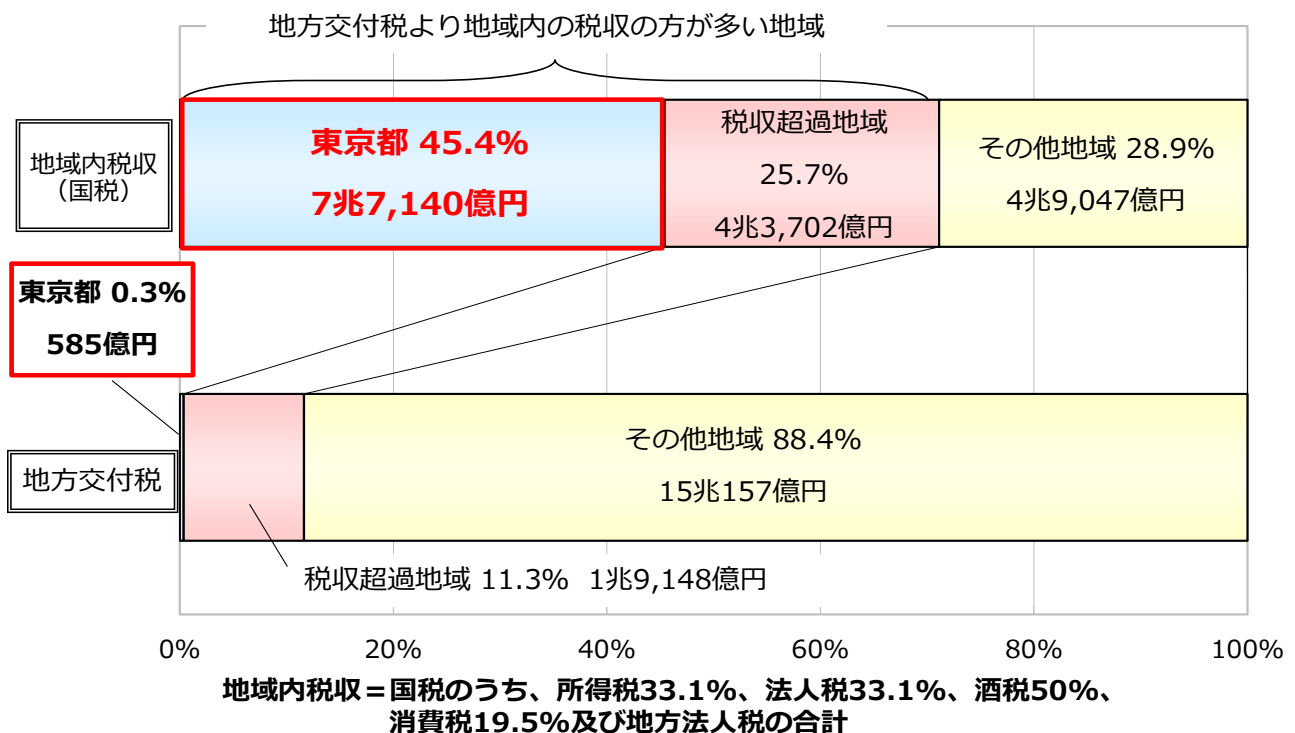
地方交付税の原資の**4割以上（約7.7兆円）**は、東京都の住民（個人、法人）が負担した税であり、すでに地域間の税収格差の解消に大きく貢献しています。

※総務省「令和4年度 地方税に関する参考計数資料」を基に作成。

- ✓ 地方税収の多寡等の側面にのみ焦点を当てて、あたかも財源に余裕があるとして東京の税源が奪われています。
- ✓ しかし、自治体間の税源偏在の是正は、ナショナル・ミニマムを保障する国の責任において、国税を原資に地方交付税制度で行われています。
- ✓ 地方交付税の原資の4割以上（約7.7兆円）は、東京都の住民（個人、法人）が負担した税であり、すでに地域間の税収格差の解消に大きく貢献しています。
- ✓ 地方の財源を吸い上げることなく、国の責任において地方交付税の法定率を引き上げ、調整を行うべきです。

- ◆ 東京は交付税原資の約7.7兆円（45.4%）を負担しているにもかかわらず、東京への交付税の配分は都内市町村の一部のみで約585億円（0.3%）にすぎない

地方交付税財源の収入と配分



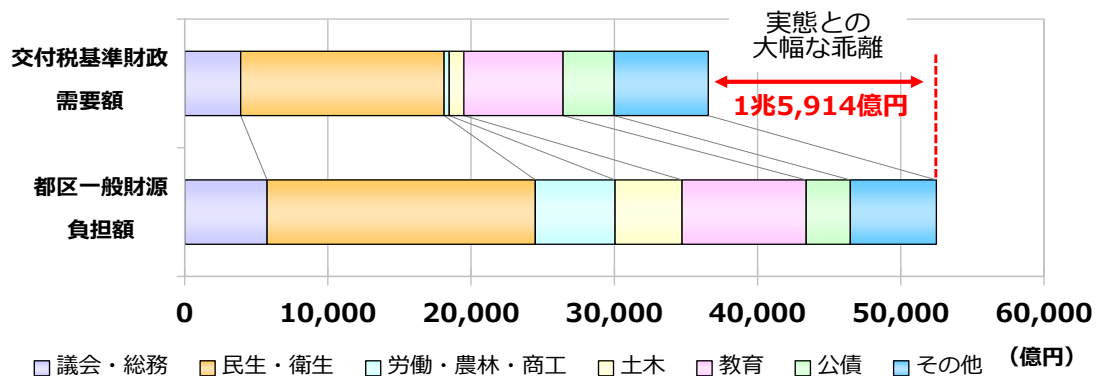
※国税庁「令和2年度 統計年報（国税徴収 都道府県別の徴収状況）」、
総務省「令和2年度 地方財政統計年報（都道府県歳入決算・市町村歳入決算）」を基に作成。

2-2 財政需要を反映せずに財源超過があるとの見方は失当

- ✓ 地方交付税における財源超過額をもって、財源余剰があるとの見方があります。
- ✓ しかし、地方交付税の算定において、財政需要は大幅に抑制されていることから、**交付税算定上の基準財政需要額**と東京都及び特別区の実際の行政需要との間には**大幅な乖離**があります。
- ✓ 地方交付税算定上の財源超過額は実態を表したものではなく、財源超過額をもって、財源余剰があるという見方は妥当とは言えません。

◆ 交付税算定上の基準財政需要額と実態には大幅な乖離

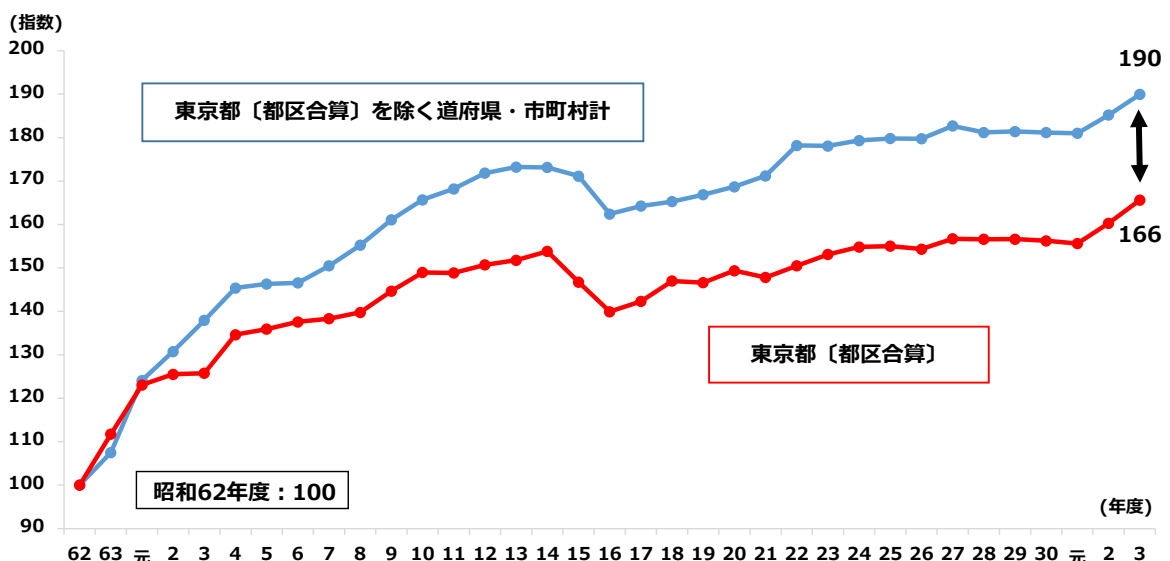
基準財政需要額と実態の乖離（東京都及び特別区の合算額）



※都区一般財源負担額は、一般財源から積立金を除いたもの

※令和2年度地方交付税算定額、東京都総務局「令和2年度特別区決算状況」を基に作成。

◆ 東京の交付税算定は低く抑えられている

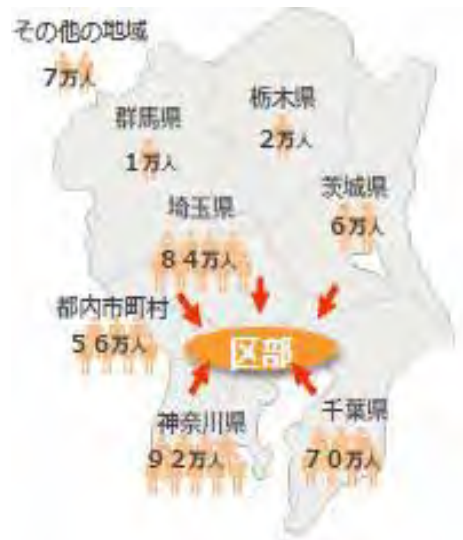


※地方財務協会「地方財政（2021年9月号） 令和3年度普通交付税の算定結果等について」を基に作成。

◆ 交付税の算定において、約 6,000 億円に及ぶ財政需要は十分に反映されていない

①大都市に不利な支出の割落とし 約4,200億円

	都の実態	交付税算定の 上限値
昼間流入人口	318万人	72万人 8割 割落とし
人口集中地区人口	927万人	273万人
土地価格 (1㎡当たり)	36.5万円	15.6万円



②大都市に不利な計測数値の引き下げ 約1,800億円

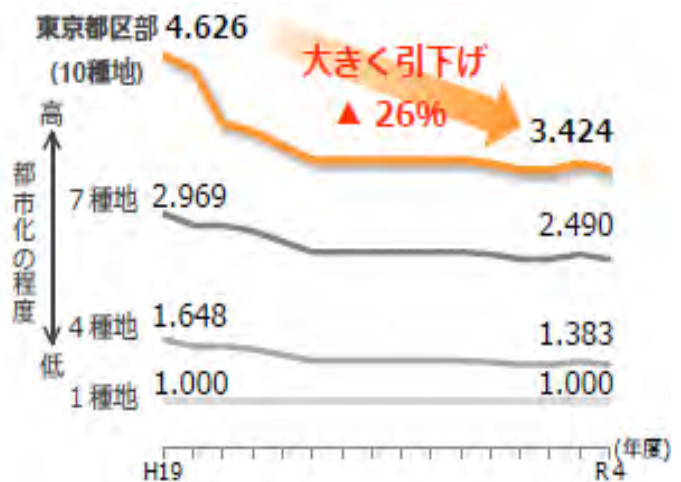
例：道路橋りょう費（延長）

「計測方法」

- ✓ 都市化の程度などを反映するため
補正のための乗数を設定

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{単価} \\ \hline \text{(円)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{道路延長} \\ \hline \text{(km)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{補正のための乗数} \\ \hline \text{(普通態容補正)} \\ \hline \end{array}$$

「補正のための乗数(普通態容補正)の推移」

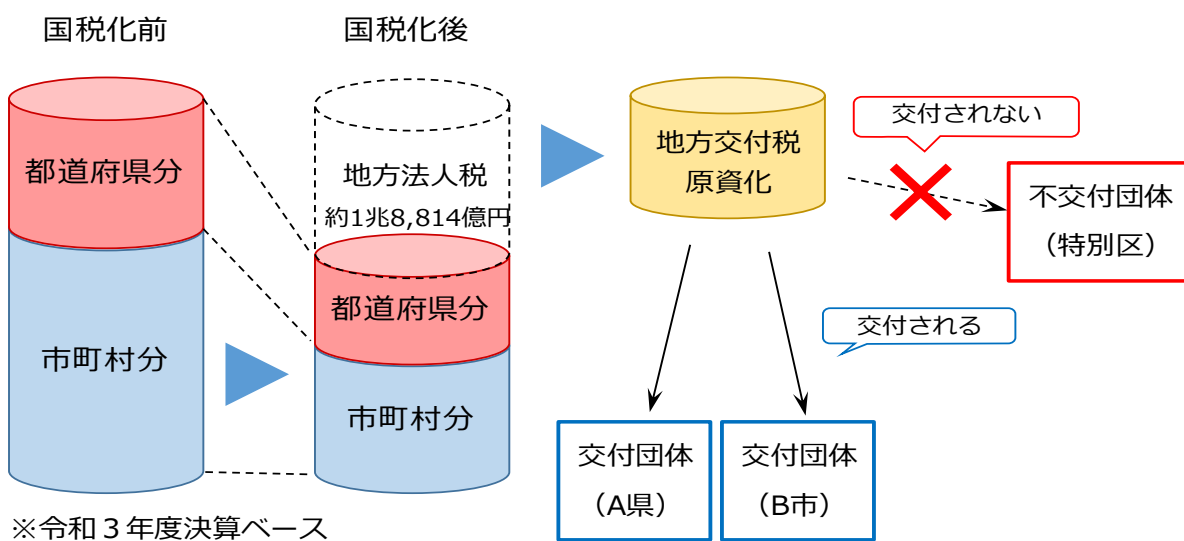


※東京都財務局「令和4年度東京都普通交付税 算定結果に対する東京都の考え方」より引用。

2-3 法人住民税の国税化は地方分権に逆行

- ✓ 法人住民税は、法人が地方自治体から受ける行政サービスの対価として負担を求めている自治体固有の財源です。
- ✓ 法人住民税の国税化（地方交付税原資化）により、**受益と負担に基づく応益課税という地方税の原則がないがしろ**になっています。

◆ 法人住民税の国税化（イメージ図）



- ✓ 法人住民税の一部国税化は、拡充すべき自主財源である地方税を縮小することにほかならず、地方分権の流れに逆行します。
- ✓ 自治体の財源保障は、**地方の財源を吸い上げることなく、国の責任において行うべき**です。

◆ 法人住民税（法人税割）の影響額

※ 特別区長会事務局試算

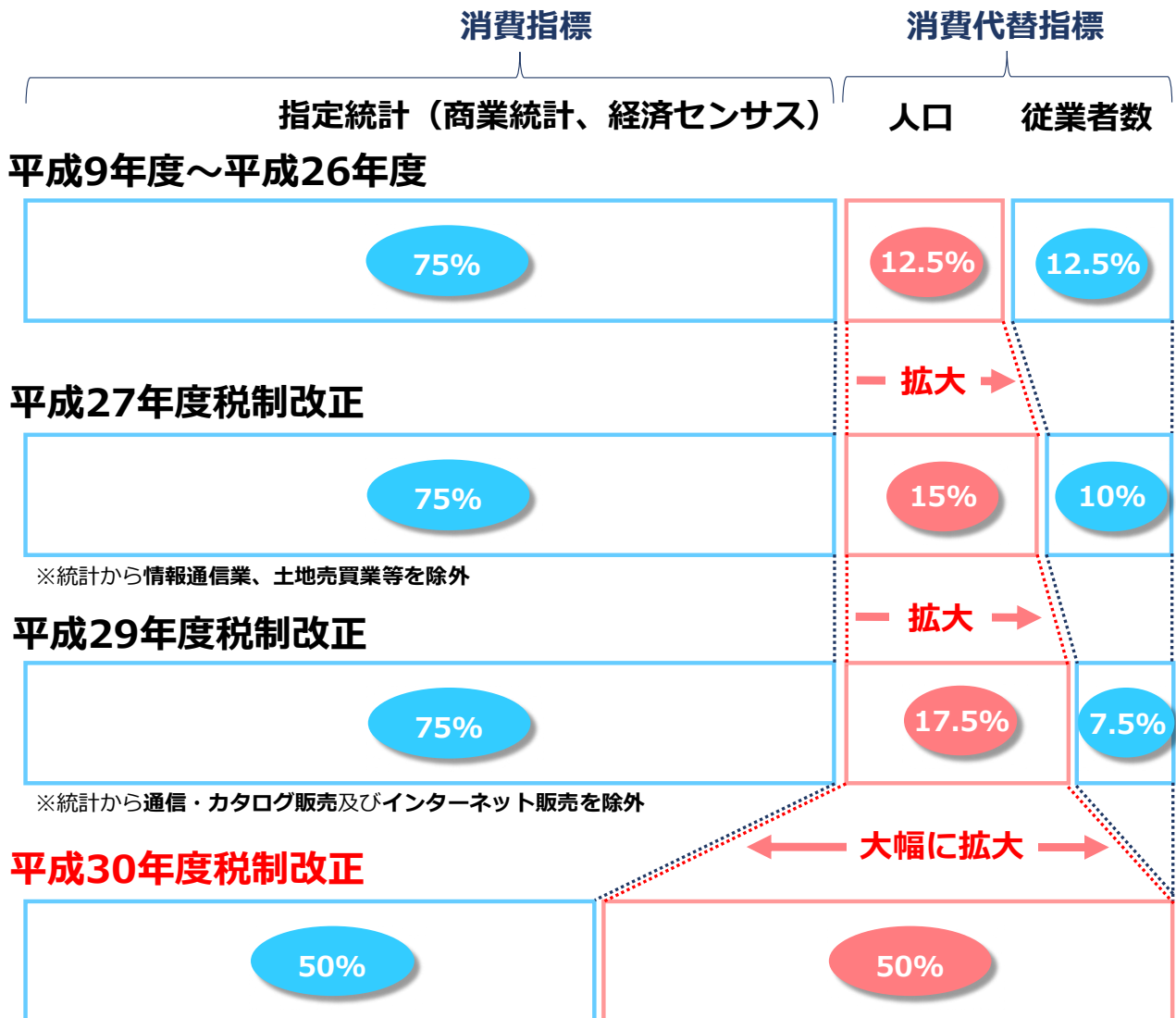
影響見込み額（単位：億円）		令和4年度	平年度
特別区への影響額 (市町村民税分) 55.1%ベース ※	法人住民税法人税割の交付税原資化	▲ 1,956	▲ 1,956
	法人事業税交付金の創設	411	395
	合計	▲ 1,545	▲ 1,561

※ 法人住民税（市町村民税分）は都区財政調整制度の原資である調整税等の一部であり、都区共通の財源（都44.9%：区55.1%）

2-4 地方消費税の清算基準は本来の趣旨に沿うべき

- ✓ 地方消費税の清算基準については、これまでの不合理な見直しに加え、平成30年度税制改正では、人口の比率を大幅に引き上げ、従業者数の基準数値を廃止する等の見直しが行われました。
- ✓ 不合理な見直しの結果、消費税率引き上げに伴い、特別区の減収額は増加しています。
- ✓ 清算基準については、あくまで『**税収を最終消費地に帰属させる**』という本来の趣旨に沿った基準に見直すべきです。

◆ 国は明確な理由なく不合理な見直しを続けてきた

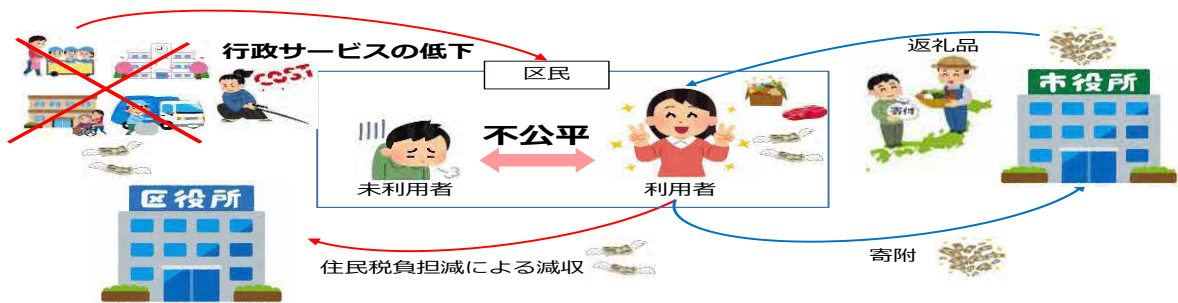


都市部のシェアが比較的高い指標である「統計」の比率を引き下げ、「従業者数」を廃止する一方、統計で把握できない部分を補う指標である「人口」の比率が大幅に引き上げられた。

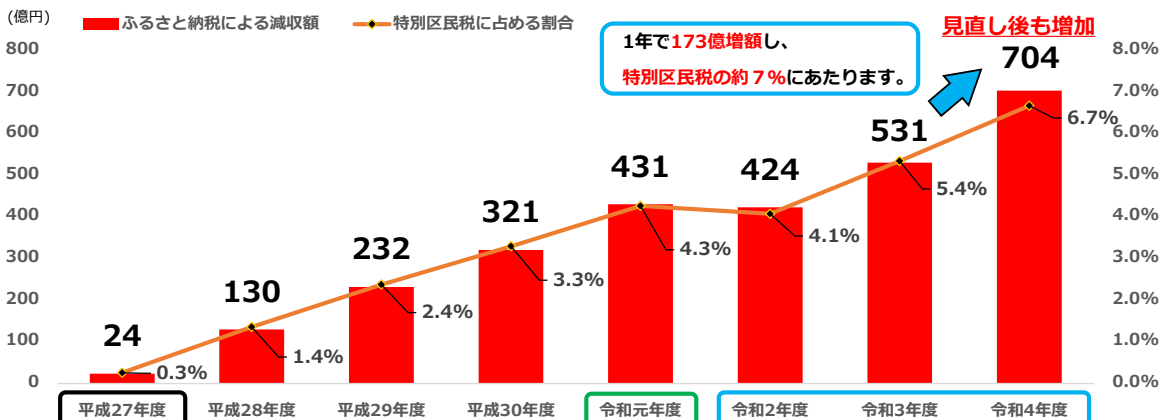
2-5 ふるさと納税制度は抜本的な見直しが必要

- ✓ ふるさと納税は、ふるさとや地域団体の様々な取組を応援する気持ちを形にする仕組みとして、創設されました。
- ✓ しかし、個人住民税所得割額の控除上限が1割から2割へ拡大されたほか、ワンストップ特例制度が創設され、自治体間の過剰な返礼品競争を受けて寄附額が激増しました。
- ✓ 令和元年度に返礼品を寄附額の3割以下にするなどの見直しが行われたものの、依然として特別区民税における減収額は増加しており、平成27年度からの累計額は、2,700億円を超えました。
- ✓ その結果、全区民が減収による行政サービス低下の影響を受けざるを得ない一方、制度を利用する区民のみが返礼品などの恩恵を受けるといった不公平が生じる等、制度の歪みが顕在化しています。今こそ、制度を巡る様々な問題に対処すべく抜本的な見直しを行うべきです。

◆ ふるさと納税の仕組み



◆ ふるさと納税による減収額および特別区民税に占める割合



個人住民税所得割額の控除上限拡大に加え、ワンストップ特例制度の創設等により手軽に寄附が可能となった

自治体間による返礼品競争が過熱

返礼品を寄附額の3割以下にする等の見直しにより、過剰競争が収まるかに思えたが...

特別区の減収額はその後も増加し、平成27年度からの累計額は2,700億円を超えた

※総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成。

◆ ふるさと納税は地方交付税の財源を圧迫している

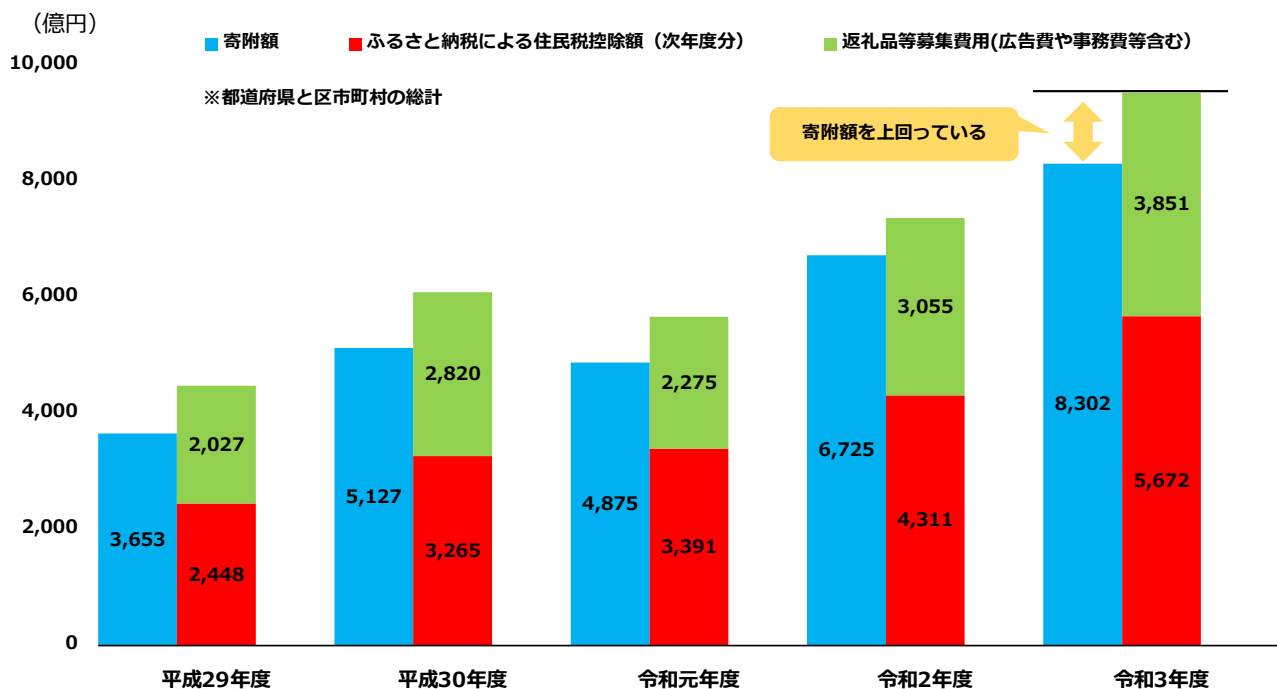
- 地方交付税においては、ふるさと納税による寄附を受けた交付団体は基準財政収入額の調整がなされず、寄附収入分が純増となる一方、他自治体に対する寄附による減収があった交付団体は、地方交付税により補填される仕組みとなっています。
- 令和4年度は約3,009億円が補填されており、地方交付税の財源を圧迫しています。
- 他方、不交付団体は減収分の補填が行われず純減となっています。

◆ ワンストップ特例制度は国の所得税の減収分を地方自治体が負担している

- 平成27年度から適用された「ふるさと納税ワンストップ特例制度（※）」により、個人住民税から控除されている所得税分については、本来全額を所得税から控除すべきものであり、地方特例交付金等で国がその財源を補填すべきです。

※ 給与所得者等が5団体まで確定申告不要で寄附金控除を受けられる制度。ふるさと納税ワンストップ特例制度を利用した場合、本来、国税である所得税から控除されるべき額が、地方税である個人住民税から控除される（＝申告特例控除額）

◆ ふるさと納税による住民税控除額に自治体が負担する返礼品等募集費用を加えると、寄附額を上回っており、地方自治体総体で見ると、寄附額に見合わない負担が生じている



※総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成。

住民税控除額は毎年1～12月の寄附額に基づく次年度分。

◆ 特別区における寄附金控除額の増加は止まらず、看過できない状況となっている

各区におけるふるさと納税控除額の推移

区名	平成26年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		区名
	寄附金 控除額	区民税に 占める割合	寄附金 控除額	区民税に 占める割合	寄附金 控除額	区民税に 占める割合	寄附金 控除額	区民税に 占める割合	
千代田	9.2億円	0.10%	10.4億円	5.96%	12.8億円	7.44%	15.7億円	8.92%	千代田
中央			16.4億円	5.47%	24.1億円	8.25%	30.1億円	9.69%	中央
港			33.2億円	4.34%	39.0億円	5.64%	61.3億円	7.52%	港
新宿			19.6億円	4.40%	25.6億円	5.95%	32.9億円	7.34%	新宿
文京			16.4億円	4.79%	19.8億円	5.82%	27.4億円	7.83%	文京
台東			8.2億円	4.21%	10.1億円	5.25%	14.0億円	6.75%	台東
墨田			9.0億円	3.86%	12.3億円	5.33%	15.8億円	6.46%	墨田
江東			25.8億円	5.12%	32.9億円	6.54%	40.5億円	7.86%	江東
品川			24.4億円	5.09%	30.7億円	6.65%	39.5億円	8.08%	品川
目黒			21.7億円	4.96%	27.4億円	6.38%	34.0億円	7.72%	目黒
大田			25.7億円	3.56%	32.0億円	4.55%	42.3億円	5.92%	大田
世田谷			49.3億円	4.07%	60.7億円	5.35%	84.0億円	6.84%	世田谷
渋谷			26.5億円	5.31%	30.5億円	6.47%	36.0億円	7.10%	渋谷
中野			11.7億円	3.53%	15.6億円	4.98%	21.2億円	6.60%	中野
杉並			24.8億円	3.87%	30.2億円	5.01%	40.9億円	6.43%	杉並
豊島			12.8億円	4.13%	15.8億円	5.41%	20.7億円	6.83%	豊島
北			9.7億円	3.43%	13.7億円	4.97%	17.5億円	6.00%	北
荒川			6.3億円	3.88%	8.2億円	5.02%	10.3億円	6.14%	荒川
板橋			13.3億円	3.07%	17.4億円	4.10%	23.6億円	5.36%	板橋
練馬			23.0億円	3.56%	25.9億円	4.19%	36.5億円	5.57%	練馬
足立			12.3億円	2.70%	16.4億円	3.91%	20.7億円	4.53%	足立
葛飾			8.3億円	2.60%	10.4億円	3.35%	14.0億円	4.45%	葛飾
江戸川			15.1億円	2.99%	19.7億円	4.33%	25.1億円	4.93%	江戸川
合計	9.2億円	0.10%	423.9億円	4.08%	530.9億円	5.35%	704.1億円	6.68%	
平成26年度比⇒							76.3倍		

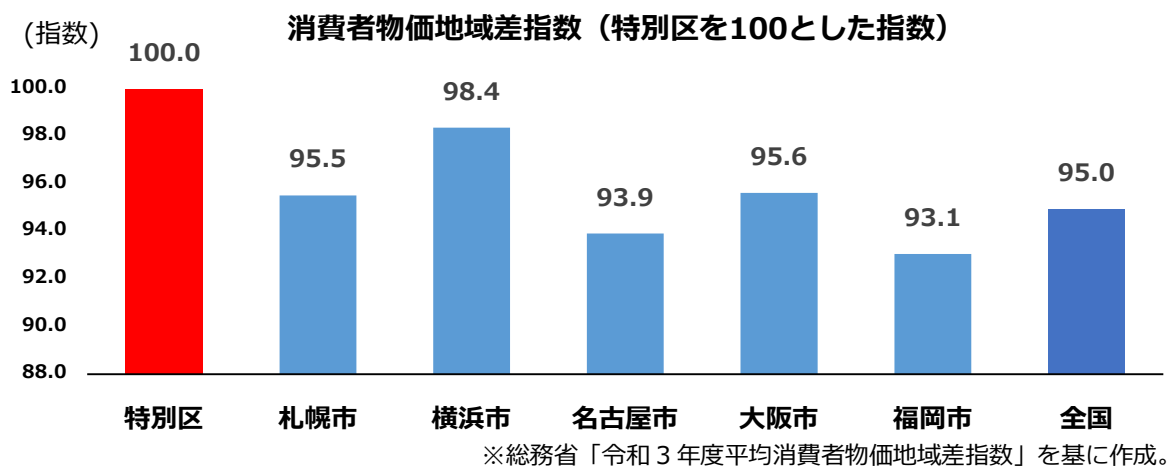
※平成26年度数値は「市町村税課税状況等の調」の結果から特別区長会事務局にて試算。
令和2～令和4年度数値は総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成。

- ✓ **令和4年度の減収額約704億円**は、23区のごみ収集関連経費1年分に迫る額になっています。
- ✓ また、ワンストップ特例制度によって、本来は国税から控除する分まで地方税で肩代わりさせられており、その額は**約37.6億円**に及んでいます。
- ✓ 不透明な景気情勢の中、ふるさと納税による減収は、これまで以上に、特別区の財政運営に深刻な影響を及ぼしており、今こそ、制度を巡る様々な問題に対処すべく**抜本的な見直しを行うべき**です。

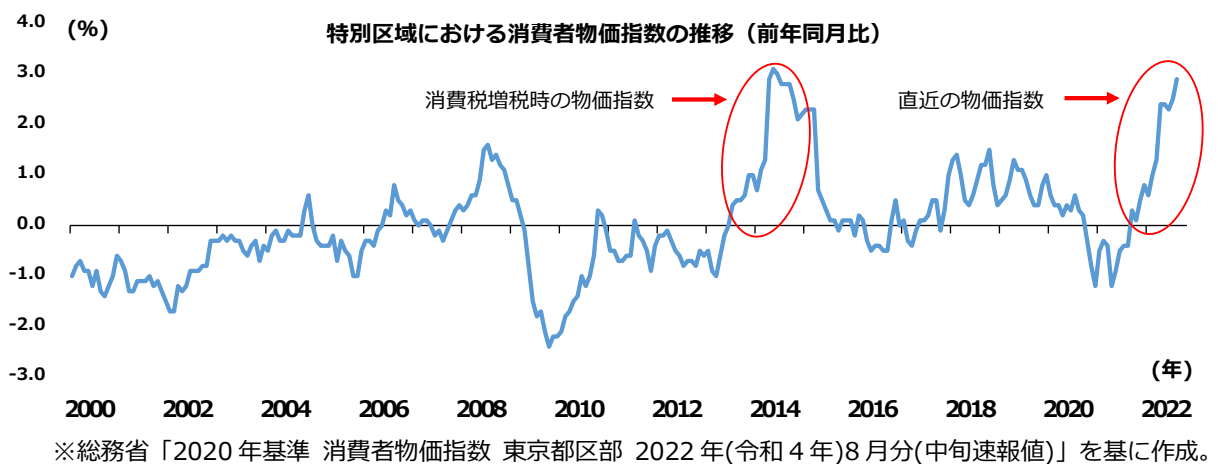
2-6 物価高騰等に伴う特別区の財政負担は大きい

- ✓ 特別区は人口や企業が集中しており、全国と比べて物価が高く、物価高騰は財政需要を大きく引き上げる要因となります。
- ✓ ウクライナ情勢やコロナ禍における原油価格・物価高騰等に伴う特別区の負担増は、令和4年度で約300億円となっており、先行き不透明な社会情勢から、今後もさらに負担が増大する可能性があります。

◆ 特別区は人口と企業の集中により、全国と比べて物価が高い



◆ 消費税増税時以来の物価高騰に直面している



◆ 特別区では物価高騰等に伴う対応に膨大な財政需要が生じている



2-7 地方税財源の拡充こそ地方分権のあるべき姿

- ✓ 今必要なことは、全国各地域が自らの責任で真に必要な住民サービスを提供するとともに、自治体間の積極的な交流や協働によって共存共栄する良好な姿を作ることであり、税源の奪い合いにより自治体間に不要な対立を生むような制度は是正すべきです。
- ✓ **国の責任により地方税財源総体を拡充し、自治体が責任をもって役割を果たすことこそが地方分権の本来の姿**であり、今後とも特別区長会は、地方税財源の充実・確保及び自治体間に不要な対立を生む不合理な税制を是正するよう、国に求めています。

◆ 各地方団体も地方税財源の充実・確保を求めている

特別区長会

「令和5年度国の施策及び予算に関する要望書（令和4年8月24日）」より抜粋

地域間の税収格差の是正は、国の責任において地方交付税制度で行われるべきものであり、地方税の原則を歪め、地方分権に逆行する法人住民税の一部国税化を早期に見直し、地方自治体間に不要な対立を生む新たな税源偏在是正措置を行わないこと。また、法人実効税率の引き下げ等、地方財政に影響を与える税制改正を行う場合、国の責任において、確実な代替財源を確保すること。

地方税財源の充実確保に向けて、偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税等の税源を移譲するなど、地方税中心の税体系に向け抜本的な再構築を図ること。

全国市長会

「都市税財源の充実強化・地方分権改革の推進に関する決議（令和4年6月1日）」より抜粋

我々都市自治体が超高齢・人口減少社会においても自主的・主体的かつ安定的に行財政運営を行うことができるよう、基幹税の拡充を中心に税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築するなど、都市税財源の充実強化を総合的に図るとともに、地方分権改革を推進すること。

全国知事会

「地方税財源の確保・充実等に関する提言（令和4年8月8日）」より抜粋

今後、社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、令和5年度においても、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和4年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すること。

3 不合理な税制改正では各地域の真の発展にはつながらない

- ✓ 我が国は、人口減少社会を迎えるなかで、地域の崩壊や経済の衰退等が懸念されており、今まさに地域の活性化が求められています。
- ✓ しかし、自治体間が対立し財源を奪い合う構図を助長する不合理な税制改正は、共倒れにもなりかねない危険なものであり、本来の地方自治の姿ではありません。
- ✓ 特別区は人材の交流はもちろん、経済、生活全般にわたり、全国各地域に支えられ成り立っています。今、必要なことは、東京を含む全国の各地域が、生き生きとしたまちづくりを進め、ともに発展・成長しながら更なる共存共栄を図っていくことです。
- ✓ 特別区は全国各地域との連携を深め、東京を含めた全国各地域の経済の活性化、まちの元気につながるような取組として、「特別区全国連携プロジェクト」を展開しています。

- ◆ 「特別区全国連携プロジェクト」の推進により、全国各地域との連携を深めている



公式ロゴマーク

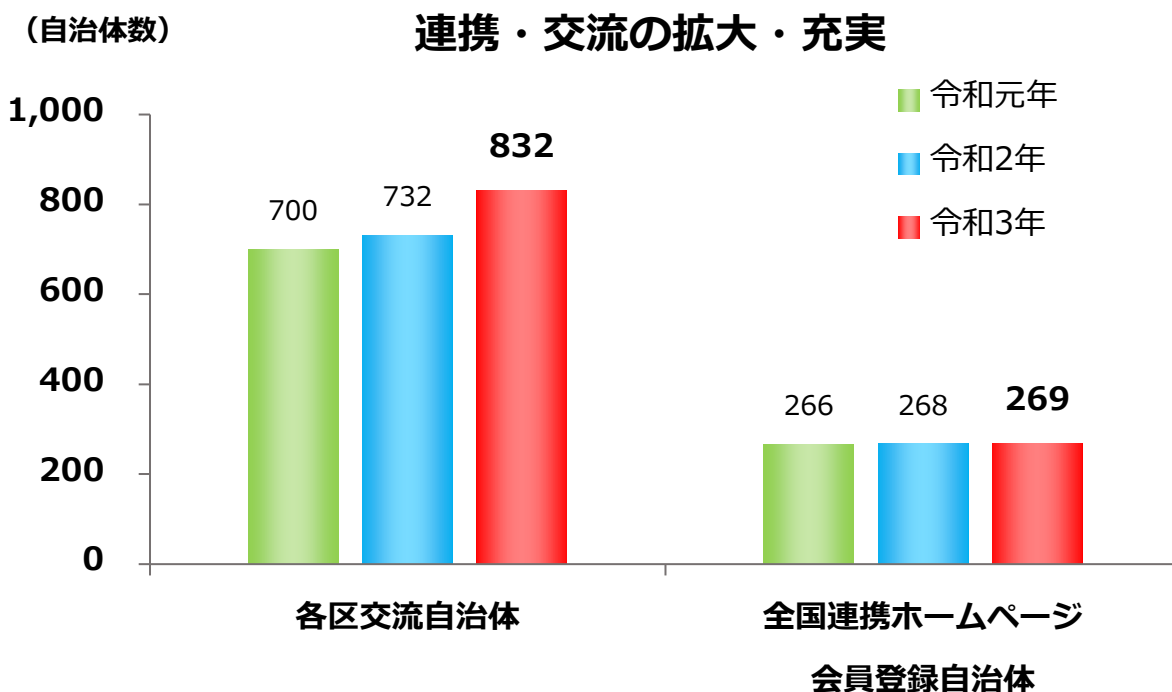


◆ 全国の自治体や民間団体等と文化交流や観光物産展の開催等、様々な形で連携している

特別区と全国自治体との交流実績

23 特別区 ⇔ **1,096 自治体** (重複自治体を除く。令和3年8月1日時点)

各区交流自治体 832、全国連携HP会員登録自治体 269、広域連携協定締結自治体 372
 ※ 特別区は、全国 1,765 の自治体 (47 都道府県、1,718 市町村) の半数以上と連携
 ※ また、全国 47 都道府県内の市町村と連携



◆ 特別区は様々な連携事業のほか、被災自治体に対する支援を行っている

被災自治体に対する支援実績 (令和4年4月1日現在)

- 職員派遣
 - 東日本大震災 累計 **7,190 名** 派遣
 - 熊本地震 累計 **431 名** 派遣
- 災害支援金 累計 **50 自治体**
14 億 2,200 万円

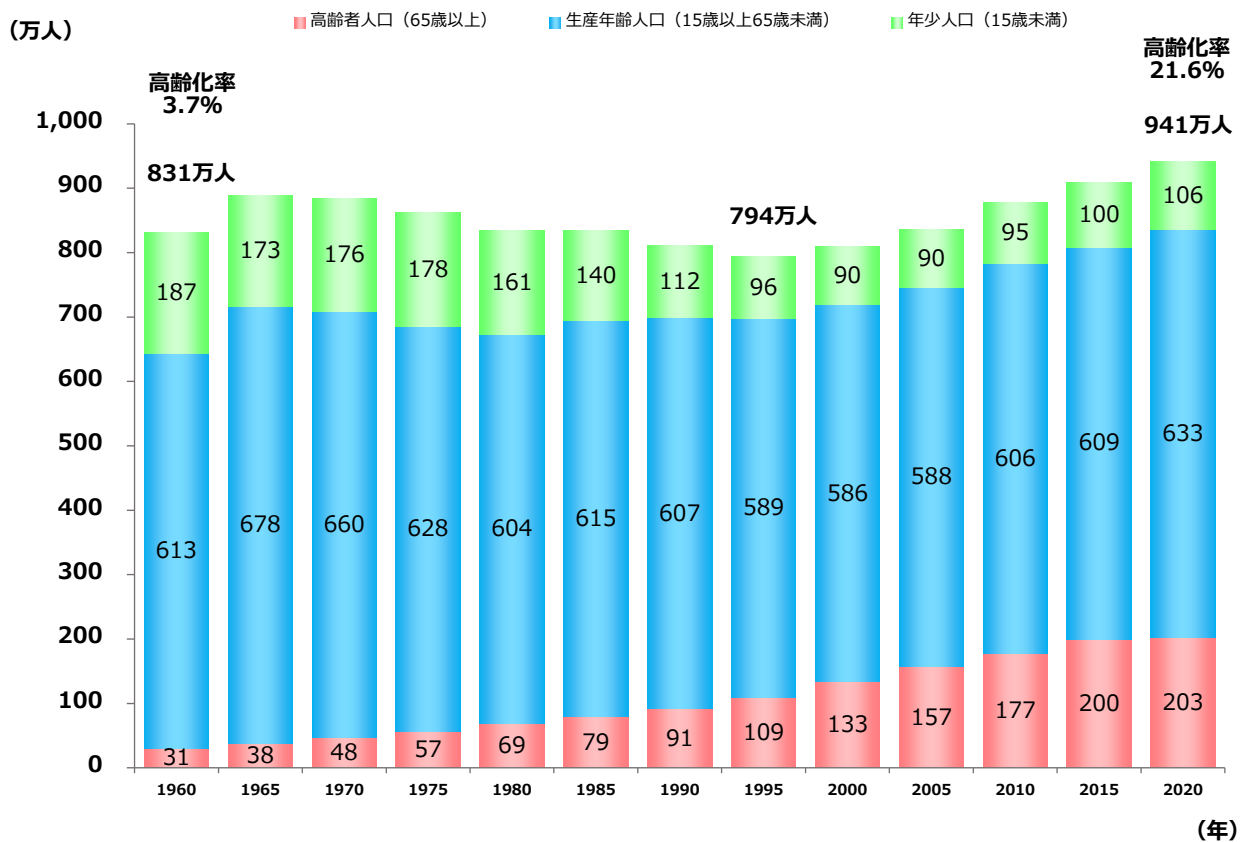
4 特別区の現状

4-1 特別区の人口は当面増加が見込まれる

- ✓ 特別区の総人口は、これまで、800万人前後で推移してきましたが、都心回帰の影響等により、2000年以降増加し、令和4年1月1日現在、**約967万人**となっています。
- ✓ 日本の人口は、既に減少局面に入っていますが、**特別区では2035年まで増加すると推計**されており、同時に**急激な高齢化が進行**します。

- ◆ 都心区を中心とした高層マンション建設等に伴う都心回帰の影響により、人口が増加傾向

特別区の人口（これまでの推移）



※国勢調査を基に作成。